

改 正	現 行
<p>（都市計画基準）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 用途地域には、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。</p> <p>一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）              第八条第二項第一号に規定する農用地区域（第十六条の二第一号において単に「農用地区域」という。）又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第二項第一号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域</p> <p>二（略）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>（農林水産大臣への協議に係る土地の区域）</p> <p>第十六条の二 法第二十三条第一項ただし書の政令で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の区域（農用地区域を除く。）内にある農地法第二条第一項に規定する農地若し</p>	<p>（都市計画基準）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 用途地域には、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。</p> <p>一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）              第八条第二項第一号に規定する農用地区域又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第二項第一号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域</p> <p>二（略）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>（新設）</p>

くは採草放牧地の区域又は農業振興地域の区域外にある四ヘクタールを超える同項に規定する農地の区域

二 森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域その他これらに類する土地の区域として国土交通省令で定めるもの

第十七条 (略)

第十七条 (略)